

定期積金（スーパー積金）		
ご利用いただける方	法人および個人の方	
お預入期間	6か月以上5年以内	
お預入れ	預入方法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	預入金額	1,000円以上
	預入単位	1,000円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
お利息	適用金利	固定金利 契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。
	利払方法	給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補てん金には復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用できません）。 ・法人は総合課税となります。 	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.7%上乗せした利率）。 ・普通預金等からの自動振替による受入れができます。 	
中途解約時のお取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。</p> <p>①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率</p> <p>②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とします)</p>	
金利情報の入手方法	利回りは店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 	
預金保険について	預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）。	